

特記事項

- ① 当薬局は、厚生労働大臣が定める基準による調剤を行っている保険薬局です。
(調剤基本料1・地域支援体制加算1、連携強化加算を届出しています。)
- ② 約1500品目の医薬品を備蓄しています。
- ③ どの保険医療機関の処方せんでも応需します。
- ④ 患者様の希望により、服用薬剤の種類や服用経過などを記録した「薬剤服用歴記録」を作成し、薬剤によるアレルギーや副作用の有無を確認するとともに、複数の医療機関から薬剤が処方されている場合には、薬剤同士の重複や相互作用の有無をチェックします。また、同意を得られた患者様にはかかりつけ薬剤師指導料等を算定しています。
- ⑤ 当薬局は、処方せんによる医師の指示がある時は、在宅で療養されている患者様宅を訪問し、服薬指導を行います。(在宅患者訪問薬剤管理指導料を届出しています。)
- ⑥ 当薬局は、後発医薬品調剤の積極的な対応を行っています。
(後発医薬品調剤体制加算3を届出しています。)
- ⑦ 当薬局は、無菌室(クリーンベンチ)を共同利用し、注射薬等の無菌的な製剤を行います。
(無菌製剤処理加算を届出しています。)
- ⑧ 日頃よりご利用いただいている皆さま、ご近所の皆さまのお薬相談や健康チェックを行います。
- ⑨ 当薬局は、外来受診や在宅医療、入退院時などにおいて、医療機関・介護施設や他薬局と連携を取り、患者さんの生活や健康のサポートを行います。

「個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当薬局では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、希望される方については、明細書を無料で発行しております。

夜間・休日等加算の対象となる日及び受付時間帯

平日19時～閉局まで、土曜日13時～閉局まで、日曜日祝日と年末年始(12/29～1/3)の終日が対象となります。

医療DXに対する当薬局の体制について

医療DXに対する当薬局の体制について

- オンライン資格確認システムを通じて患者様の診療情報、薬剤情報等を取得し、調剤、服薬指導等を行う際に当該情報を閲覧し、活用しています。
- マイナンバーカードの健康保険証利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- 電子処方箋の情報提供サービスを活用し、医療DXに関わる取り組みを実施しています。

ジェネリック医薬品があるお薬(長期収載品)で先発医薬品の調剤を希望される場合

令和6年10月より、医療上の必要がある場合等を除き、特別料金のお支払いが必要となりました。詳細は厚生労働省のHPをご覧ください。